

【用語】裁許—幕府の裁決 那波郡玉村—佐波郡玉村町 倉賀野町—高崎市倉賀野町 舟道—鳥川の通船路 諍論—議論して争うこと 伊奈備前守—代官頭の伊奈忠次 累明—罪状を問いただし、明らかにすること 向後—今後 相対次第一当事者同士の話し合いで 後証—のちの証拠

【解説】鳥川通り左岸に位置する倉賀野河岸の開設年代については諸説があつて明らかでない。しかし、慶安年間から貞享年間にかけて倉賀野町と玉村宿は輸送荷物の争奪を繰り返しており、倉賀野町舟主から玉村宿問屋あてにたびたび詫び手形が出されている。その手形によれば、本来、玉村宿で継ぎ立てるべき荷物を慶安年間頃から倉賀野町が密かに舟積み輸送していたことになり、この頃すでに倉賀野では河岸場が開設されていたことをうかがわせる。その後、元禄三年（一六九〇）十二月、繼立て荷物を倉賀野町が不正に舟積みしたとの理由で、玉村宿が再び差し押さえて幕府へ訴え出るという事件がおきた。

この文書は、鳥川通船訴訟に対する翌年二月の幕府評定所からの裁許状の写である。結局、四〇年間にも及んだ舟道争論は、以後、荷主との話し合いで積み送ることとし、玉村宿がそれを阻止することは一切禁止された。なお、この争論の背景には倉賀野河岸と下流の川井河岸や新河岸などとの利害の対立もあつたようである。